

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
各地方機関の長
(参考送付先)
庁内関係各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙刑企発第37号
令和6年3月22日
警察庁刑事局長

美容外科手術を行っている医師の団体に属する会員等からの指名手配被疑者に関する情報提供への的確な対応等について（通達）

美容外科手術を行っている医師の団体（以下「美容外科医師団体」という。）に対する指名手配被疑者の情報提供及び美容外科医師団体の会員等（以下「会員」という。）からの情報提供への対応については、「美容外科手術を行っている医師の団体に属する会員等からの指名手配被疑者に関する情報提供への的確な対応等について」（平成31年3月26日付け警察庁丙刑企発第61号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところ、引き続き、別添実施要領に基づき、指名手配被疑者の情報提供に的確に対応するなど、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

警察庁と美容外科医師団体との指名手配被疑者に関する情報提供等実施要領

1 実施の目的

警察庁が美容外科医師団体に対して、関東管区警察局及び各都道府県警察（以下「都道府県警察等」という。）が指名手配し、公開捜査を行っている被疑者の顔写真等の情報を提供し、美容外科医師団体の会員等による情報提供を促進することを目的とする。

2 協定締結した美容外科医師団体

- (1) 公益社団法人 日本美容医療協会
- (2) 特定非営利活動法人 日本美容外科医師会

3 美容外科医師団体へ情報提供する指名手配被疑者

(1) 警察庁指定特別手配被疑者

「警察庁指定被疑者特別手配要綱の一部改正について（依命通達）」（令和4年4月1日付け警察庁乙刑発第7号ほか）に基づき指定された者をいう。

(2) 警察庁指定重要指名手配被疑者

指名手配被疑者捜査強化月間の際に、警察庁が警察庁指定重要指名手配被疑者として指定した者をいう。

(3) 美容外科手術により容貌を変えて逃亡するおそれ等のある指名手配被疑者

都道府県警察等が凶悪犯罪等で指名手配し、公開捜査を行っている被疑者のうち、美容外科手術により容貌を変えるおそれ等があり、警察庁が美容外科医師団体に対する情報提供の必要があると認めた者をいう。

選定に当たっては、指名手配をした都道府県警察等が、あらかじめ、警察庁刑事企画課及び関係管区警察局と協議するものとする。

4 警察庁の措置

(1) 情報提供の方法

美容外科医師団体に対して、前記の指名手配被疑者に関する情報（指名手配被疑者の顔写真等及び通報先）を手交、郵便、電子メール等の方法により提供するものとする。

(2) 関係部署への通知

美容外科医師団体に情報提供する指名手配被疑者については、管区警察局及び各都道府県警察等に通知するものとする。また、美容外科医師団体に解除通知する指名手配被疑者についても同様とする。

5 管区警察局の措置

(1) 協議及び警察庁への報告

管区内府県警察から管区警察局に対し、指名手配被疑者の美容外科医師団体への情報提供の要請を受けた場合は、当該管区警察局は、当該府県警察と協議を行い、当該要請の必要があると認めた指名手配被疑者について、警察庁に報告を行うものとする。

(2) 連絡調整

管区警察局は、警察庁が美容外科医師団体に情報提供した指名手配被疑者の捜査に関し、管内情勢の把握に努めつつ、管区内府県警察との連絡調整に当たるものとする。

6 都道府県警察等の措置

(1) 取扱責任者の指定

都道府県警察等は、手配主務課（「指名手配等の取扱いについて（通達）」（令和5年12月15日付け警察庁丙刑企発第49号ほか）に定める手配主務課をいう。以下同じ。）の警部以上の階級にある者を取扱責任者に指定し、美容外科医師団体に情報提供する指名手配被疑者に関する事務を行わせるものとする。

(2) 美容外科医師団体への情報提供の要請

都道府県警察等は、指名手配被疑者について、美容外科医師団体への情報提供の必要があると認めた場合には、府県警察にあつては管区警察局に、関東管区警察局、警視庁及び北海道警察にあつては警察庁に要請するものとする。

(3) 情報提供等への対応

ア 会員が指名手配被疑者の情報を有する場合は、緊急又はやむを得ない場合を除き、会員自らが直ちに手配警察（犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）第9条第1項に規定する手配警察をいう。以下同じ。）又は最寄りの警察署等に対し、指名手配被疑者を特定するため必要となる程度の情報を電話等により通報することとなっていることから、通報を受けた警察署等は、会員等に協力を求めた上で、当該警察署等を置く都道府県警察等の手配主務課に報告するとともに、所要の捜査を行うなど被疑者の発見・検挙に努めること。

イ 会員から情報を入手した都道府県警察等は、当該都道府県警察等の手配主務課を通じて、速やかに関係都道府県警察等に連絡すること。

なお、緊急又はやむを得ない場合には、手配主務課を介さず、直接関係都道府県警察等に連絡しても差し支えないものとする。

(4) 報告

美容外科医師団体へ情報提供している指名手配被疑者に関する情報を美容外科医師団体又はその会員等から入手したときは、その都度、府県警察にあつては警察庁及び関係管区警察局に、管区警察局、警視庁及び北海道警察にあつて

は警察庁に別添報告様式により報告すること。

7 美容外科医師団体への解除通知

警察庁は、指名手配被疑者について指名手配が解除されたとき又は情報提供後相当の期間を経過しても逮捕に至らないときは、関係管区警察局及び手配警察と協議の上、警察庁が美容外科医師団体に対して解除通知を行うものとする。

8 留意事項

(1) 会員への協力の要請

通報を受けた警察署等において捜査を行う場合は、担当警察官が美容外科医師団体又はその会員等に対し、所属、官職、氏名等の身分を明らかにして捜査に対する協力を求めること。

(2) 守秘義務への対応

医師や看護師等の医療従事者については、刑法（明治40年4月24日法律第45号）第134条により守秘義務を負っていることから、刑事訴訟法（昭和23年7月10日法律第131号）第197条第2項の規定に基づく照会を行うこと等について検討すること。

(3) 情報提供者等の保護及び保秘の徹底

情報提供者等の協力者が万が一にも指名手配被疑者、その関係者等から危害を加えられること等がないよう、その保護に万全を期すこと。また、これら協力者の立場にも十分に配慮し、情報提供元が外部に漏れること等がないよう、保秘を徹底すること。

9 美容外科医師団体との情報提供に関する事務

警察庁における美容外科医師団体との情報提供に関する事務は、刑事局刑事企画課において行うものとする。

報告様式

令和 年 月 日

(都道府県警察名)

9 通報年月日	令和 年 月 日
10 通報・情報提供会員等 (いずれかに○)	所属団体 日本美容医療協会 日本美容外科医師会
11 指名手配被疑者	警察庁指定特別・重要 その他 手配警察 手配罪名 手配年月日 氏 名
12 検挙の有無 (いずれかに○)	有 ・ 無
13 備 考	
14 報告担当者	課 係 階級 氏名 警電